

奄美

入札公告（建築一式、建具）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年7月30日

契約担当官

航空自衛隊第9航空団

会計隊長 木部 政治

1 工事概要

- (1) 工事名 #11等建具等補修工事
- (2) 工事場所 航空自衛隊奄美大島分屯基地
- (3) 工期 契約締結日～ 令和8年3月31日
- (4) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式」又は「建具」で級別の格付を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式又は建具」に係る等級（防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書（以下「資格審査結果通知書」という。）の記載の等級）が「建築一式」D級以上又は「建具」C級以上であること。
- (5) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、申請書記載の競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び資格審査結果通知書の提出期限の日から開札の時点までの期間に、防衛省のいずれかの地方防衛局長又は地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。）から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (7) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

- [(8)は、請負金額が4000万円以上（建築一式8000万円以上）の場合に適用する。]
- (8) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。
- ア 一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。【建築工事の場合】
- イ 過去15年の間に同類と認める工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。
- なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
- ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (9) 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部隊等

〒901-0194 沖縄県那覇市字当間301番地
航空自衛隊第9航空団（那覇基地）会計隊契約班（担当 武知）
TEL 098-857-1228又は1229（会計隊直通）
FAX 098-857-1221

(2) 入札説明書等の交付

ア 交付期間

令和7年7月30日から令和7年8月29日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時00分

イ 交付場所

(1)に同じ

ウ 交付書類

入札説明書、仕様書、申請書、資料、その他、契約担当官が必要と認めるもの

エ 交付方法

手交及び郵送等

なお、交付書類については、公告とともに公示している場合は、那覇基地ホームページの調達情報から入手可能である。

(3) 申請書、資料及び資格審査結果通知書の提出期限等

ア 提出期限

令和7年8月19日午後5時00分

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

また、郵送等の場合は、令和7年8月19日午後5時00分までに必着とする。

(4) 入札書等の提出期限等

ア 提出期限

令和7年8月29日午後5時00分

イ 工事費内訳明細書の提出

工事費内訳明細書についても、入札書と同時に提出するものとする。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（郵送等の場合は、令和7年8月29日午後5時00分までに必着とする。）

※入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。

また、一般競争参加資格確認通知書（入札説明書第6項第3号に示すもの）又はその写しを提示する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年9月3日10時00分

イ 場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金

納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1（落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負代金額の10分の3）以上とする。なお、契約不適合を保証する特約を1年間付すものとする。

(4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書、資料を含む提出書類に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 適用する契約条項

本工事は、航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項、適用契約条項及び暴力団排除に関する特約条項を適用する。

(10) 資料のヒアリングを行う場合がある。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

[(13)アは、請負金額が4000万円以上（建築一式8000万円以上）の場合に適用する。]

(13) 配置予定監理技術者の確認

ア 落札者決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

イ 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

[(14)は、請負金額が4000万円以上（建築一式8000万円以上）の場合に適用する。]

(14) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(15) 詳細は、入札説明書による。

入札説明書

航空自衛隊第9航空団の#11等建具等補修工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 入札公告日 令和7年7月30日
- 2 契約担当官等 契約担当官
航空自衛隊第9航空団
会計隊長 木部 政治
(〒901-0194 沖縄県那覇市字当間301)
- 3 工事概要
 - (1) 件 名 #11等建具等補修工事
 - (2) 工 期 契約締結日 ～ 令和8年3月31日
 - (3) 工 事 場 所 航空自衛隊奄美大島分屯基地
 - (4) 工 事 内 容 仕様書のとおり
 - (5) そ の 他 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
- 4 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 防衛省における一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式」又は「建具」で級別の格付を受け、沖縄又は沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
 - (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（前号の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
 - (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式」に係る等級（資格審査結果通知書の記載の等級）がD級以上又は「建具」に係る等級がC級以上であること。
 - (5) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄又は沖縄防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号（28.3.31））（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (6) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。）。
なお、この場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、工事に係る入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。
 - ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

 - （ア）親会社と子会社の関係にある場合。
 - （イ）親会社を同じくする子会社の関係にある場合。
 - イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし（ア）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

 - （ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
 - （イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。
 - ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
 - (7) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者ではないこと。
 - (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者とは契約を行わないこととする。
 - (9) 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。
- 5 担当部局 航空自衛隊那覇基地会計隊契約班
(〒901-0194 沖縄県那覇市字当間301)
TEL 098-857-1228又は1229（会計隊直通）
FAX 098-857-1221

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書を提出することができる。この場合において、4(1)、(3)及び(5)から(8)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書の提出は、次に示すとおりとする。

- ア 提出期間 令和7年7月30日～令和7年8月19日（行政機関の休日を除く。）
(上記期間中、午前8時15分から午後5時まで。ただし正午から午後1時までの間を除く。)
- イ 提出方法 持参又は郵送による。
郵送等の場合は、令和7年8月19日午後5時00分までに必着とする。
- ウ 提出場所 上記5に同じ

- (2) 申請書は、別紙様式第1により作成すること。

- (3) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限日をもって行うものとし、その結果は申請時に提出された返信用封筒により、令和7年8月20日までに通知する。

- (4) その他

- ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 契約担当官等は、提出された申請書を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書は、返却しない。
- エ 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 申請書提出時には、別紙様式第1に記載の書類を添付し、提出のこと。
- カ 申請書に関する問い合わせ先は、上記5に同じ

7 競争参加資格がないと認められた者に対する説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い説明を求めることができる。

- ア 提出期限 令和7年8月22日12:00
- イ 提出場所 上記5に同じ
- ウ 提出方法 書面（様式随意）を持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、令和7年8月27日に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。

- ア 提出期間 令和7年7月30日～令和7年8月19日（行政機関の休日を除く。）
(上記期間中、午前8時15分から午後5時まで。ただし正午から午後1時までの間を除く。)
- イ 提出場所 上記5に同じ
- ウ 提出方法 書面（様式随意）を持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。

- (2) (1)に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- ア 閲覧期間 令和7年7月30日～令和7年8月19日（行政機関の休日を除く。）
(上記期間中、午前8時15分から午後5時まで。ただし正午から午後1時までの間を除く。)
- イ 閲覧場所 上記5に同じ

9 入札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送等により入札すること。電送による入札は認めない。

- (2) 入札書の提出期限、提出場所等

- ア 提出期間 令和7年8月20日～令和7年8月29日（行政機関の休日を除く。）
(上記期間中、午前8時15分から午後5時まで。ただし正午から午後1時までの間を除く。)

- イ 提出場所 上記5に同じ。

- ウ 提出方法 入札書を封筒に入れて封かんし、封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらに工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参若しくは郵送等により提出する。なお、入札書の提出にあたっては本競争における一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は課税業者又は免税業者を問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除とする。
- (2) 契約保証金 納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1(落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負代金額の10分の3)以上とする。なお、契約不適合を保証する特約を1年間付すものとする。

11 工事費内訳明細書の提出

- (1) 入札金額に対応した工事費内訳明細書を持参又は郵送により提出すること。
- (2) 工事費内訳明細書の作成方法
 - ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量等に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。
 - イ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。
- (3) 工事費内訳明細書の提出方法等
 - ア 提出期限 令和7年8月29日17:00
 - イ 提出場所 上記5に同じ。
 - ウ 提出方法 持参または郵送によるものとする。郵送の場合は令和7年8月29日17時までに必着とする。
- (4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。
- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (6) 工事費内訳明細書の確認の結果、下表の各項に該当する場合は、工事に係る入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

①未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
②記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
③記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件に誤りがある場合
	(2)	提出業者に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
④その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
- (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。
この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 開札

- (1) 開札の日時及び場所
 - ア 開札日時 令和7年9月3日10:00
 - イ 開札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、入札参加者が第1回の開札に立ち会わない場合でも提出された入札書は有効なものとして取り扱うこととする。

13 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 本説明書及び工事に係る入札心得書において示した入札に関する条件に違反した入札
 - エ 契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時ににおいて4に掲げる資格のない者のした入札
- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) (1) の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については契約担当官から指示をする。

15 契約書等の作成 有

16 再苦情申立

- (1) 契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は上記7(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を除く。)以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立を行うことができる。当該再苦情申立については入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類の入手先は上記5に同じ。

17 関連情報を入手するための窓口
上記5に同じ

18 その他

- (1) 入札参加者は、工事に係る入札心得書及び航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項を熟読し、工事に係る入札心得書を遵守すること。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

契約担当官

航空自衛隊第 9 航空団

会計隊長 木部 政治 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

令和 7 年 7 月 2 9 日付けで入札公告のありました # 1 1 等建具等補修工事に係る競争参加資格について確認されたく申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条の規定に該当する者でないことを誓約いたします。

記

- 1 入札説明書 4（2）に定める資格を証明する書類（資格審査結果通知書）
- 2 入札説明書 4（6）に定める資本関係・人的関係に係わる書類（履歴全部事項証明書）
- 3 工程表
- 4 配置予定の技術者
（項目、氏名及び法令による資格・免許欄を入力し、資格又は免許証のコピーを添付すること。
また、入札公告 2（8）に該当する場合は、最終学歴、工事経験の概要及び申請時における他
工事の従事状況等の欄についても記入すること。）
- 5 入札説明書 4（9）に定める情報保全に係る書類（誓約書）
（過去 5 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡しを行った場合は別紙様式第 4
を提出すること。過去 5 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡しを行って
いない場合は別紙様式第 5 を提出すること。）

注) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

工 程 表

#11等建具等補修工事

会社名:

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■工程管理に対する技術的所見

配 置 予 定 の 技 術 者

会社名

項	目	
氏	名	
令	和 年 月 日	
法 令 に よ る		
資 格 ・ 免 許		
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	従 事 役 職	
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	
申請時における他 工事の従事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	
	従 事 役 職	
	本工事と重複する 場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	

配 置 予 定 の 技 術 者

会社名

項	目	主任技術者又は監理技術者
氏	名	
令 和 6 年 8 月 日		(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。)
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する)
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) 無
申請時における他 工事の従事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する 場 合 の 対 応 措 置	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) 無

誓 約 書

契約担当官

航空自衛隊第9航空団

会計隊長 木部 政治 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

弊社は、過去5年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

誓 約 書

契約担当官

航空自衛隊第 9 航空団

会計隊長 木部 政治 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第9航空団
会計隊長 木部 政治 殿

工事費内訳書

工事件名：# 1 1 等建具等補修工事

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名：

印

工事費内訳明細書

工事価格（税抜）： ¥

内訳

1 工事原価： ¥

（1）純工事費： ¥

（ア）直接工事費： ¥

（イ）共通仮設費： ¥

（2）現場管理費： ¥

（3）発生材処分費： ¥

2 一般管理費等： ¥

3 法定福利費： ¥

※留意事項

- ① 各区分に含まれる内容は、「公共建築工事積算基準」により振り分けし、積算をお願いします。
- ② 直接工事費及び共通仮設費の細部明細につきましては、こちらから提示した様式等により作成し、工事費内訳書及び工事費内訳明細書に添付のうえ、提出をお願いします。各事業所様の様式により作成でも結構です。
- ③ 入札書とは別の封筒へ入れ、ご提出ください。郵便の場合は「入札書の封筒」「内訳書の封筒」の2つを、別の1つの封筒へ入れて郵送してください。
- ④ 法定福利費は、健康保険料、介護保険料、子ども子育て拠出金、厚生年金保険料及び雇用保険料の事業主負担分です。
- ⑤ 提出された工事費内訳書ほか一件書類は返却致しません。予めご了承下さい。
- ⑥ 本内訳明細に記載された金額を基に、低入札価格調査制度対象工事に係わる特別重点調査の対象工事にあっては、その該当の有無を判断致します。
細部、基準等については、防衛省ホームページにおいて公表されております。

入 札 書

契約担当官
航空自衛隊第9航空団
会計隊長 木部 政治 殿

品 名（件 名）	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
#11等建具等 補修工事	仕様書のとおり	式	1			
	以下余白					

総額（含梱包運賃） ¥ (税抜)

工 期 契約締結日 ～ 令和8年3月31日

工 事 場 所 航空自衛隊奄美大島分屯基地

上記入札条件及び入札及び契約心得、契約条項承諾の上入札しました。

令和7年9月3日

住 所

氏 名

代表者印

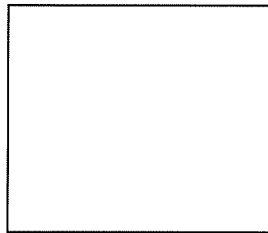
委任状

私は、
を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を
委任します。

記

1. 件 名 : # 1 1 等建具等補修工事

2. 代理人使用印鑑 :



令和7年9月3日

住所

委任者 社名

氏名

印

契約担当官

航空自衛隊第9航空団

会計隊長 木部 政治 殿

市場価格調査書

会社名

工期 契約締結日～令和8年3月31日
工事場所 航空自衛隊奄美大島分屯基地

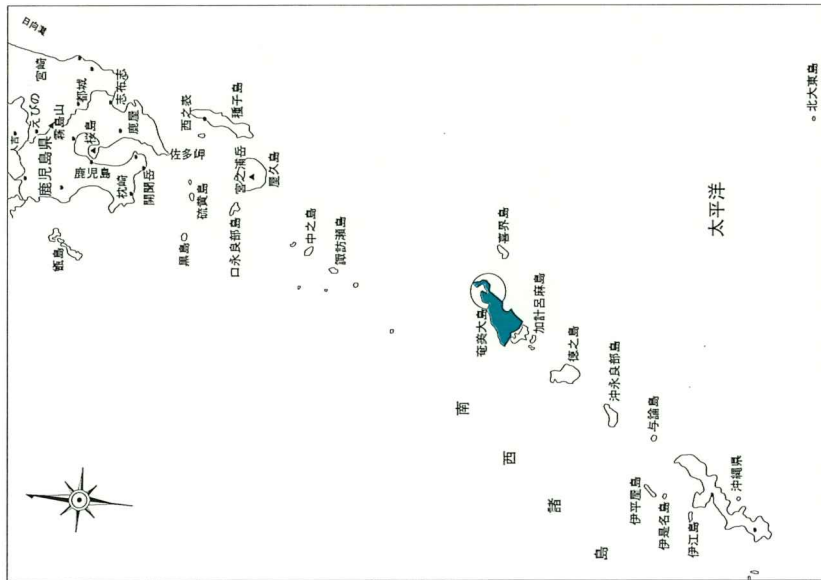
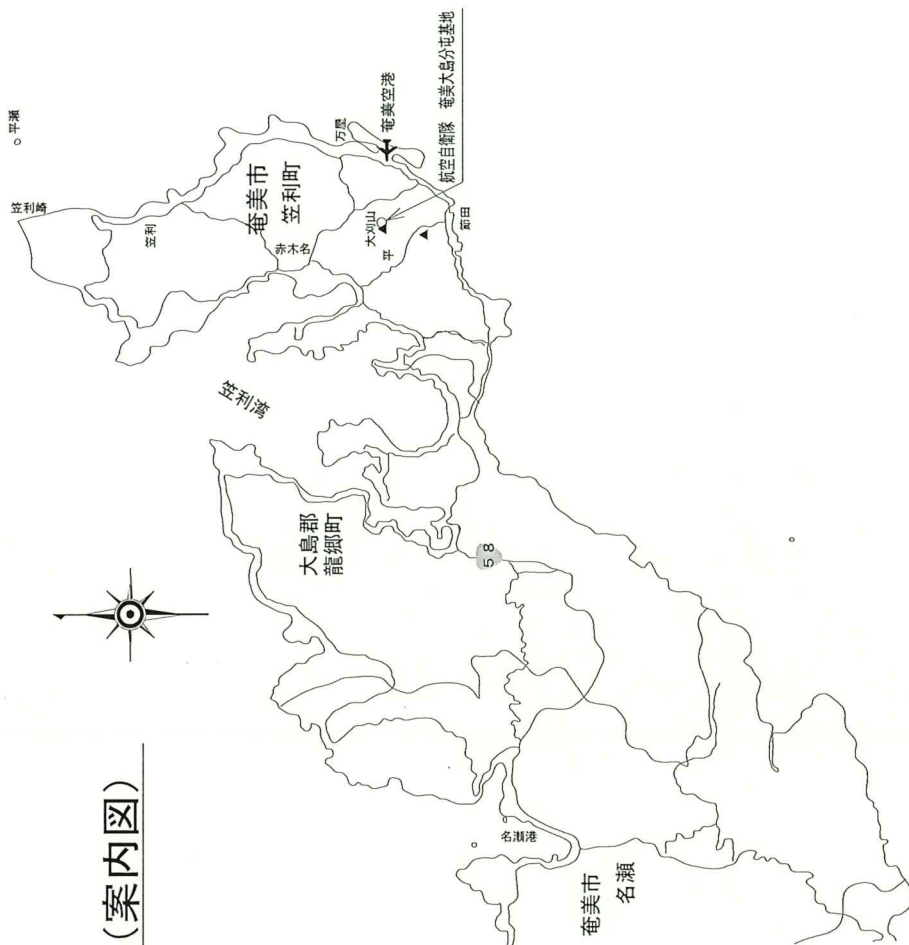
品 名 (件 名)	規 格	単位	数量	単 価	金 額
# 1 1 等建具等補修工事					
1 改修工事					
仮設					
(1) 内部足場		式	1		
撤去					
(1) 雨戸撤去	鋼製雨戸 (枠共) (3箇所)	式	1		
(2) アルミシャッター撤去	アルミシャッターのみ撤去 (3箇所)	式	1		
(3) ユニットシャワー撤去	ユニットシャワー (2箇所)	式	1		
建具					
(1) 屋外用ドア	重量鋼製フラッシュ戸 (9箇所)	式	1		
(2) 雨戸 (枠共)	アルミ耐風雨戸 (ガラリ) (3箇所)	式	1		
(3) アルミシャッター	アルミシャッター (3箇所)	式	1		
塗装					
(1) ウレタンゴム系塗膜防水	X-2 工法	m ²	0.1		
ユニットシャワー改修					
(1) ユニットシャワー改修	ユニットシャワー	箇所	2		
産業廃棄物					
(1) 産業廃棄物処理		式	1		
(2) 産業廃棄物運搬費		式	1		
	以下余白				

工 事 仕 様 書		
1 件 名	# 1 1 等建具等補修工事	
2 工事場所	航空自衛隊 奄美大島分屯基地（以下「基地」という。）（別図第 1 参照）	
3 工事概要	# 1、8、9、1 1 建物の建具の更新及び# 1 1 建物のユニットシャワーの更新	
4 一般事項	更新	
4. 1 一般管理事項	(1) 本工事は、本仕様書によるほか、次の関連規定により施工するものとする。なお、関連規定は最新のものととする。 ア 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） イ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） ウ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） エ 官繕工事写真撮影要領 (2) 本工事の施工に当たっては、本仕様書明記なき事項といえども、技術的に当然施工すべき事項は、契約相手方の負担において実施するものとする。 (3) 設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の収まり又は取り合い等の関係で設計図書によることが困難な場合は監督官と協議する。 (4) 契約相手方は、請負金額 5 0 0 万円以上の工事について工事実績情報の登録を行うものとする。登録先は（財）日本建設情報総合センターとし、登録期間は共通仕様 1. 1. 5 による。また、「工事カルテ受領書」の写しを監督官に提出するものとする。 (5) 契約相手方は、施工体制の適正化のため「公共工事の入札及び契約の促進に関する法律」第 1 5 条により施工体制台帳及び施工体系図を作成し工事関係者が見やすい場所に台帳を置き、体系図を掲げなければならない。 (6) 工事の着工、施工、完成に当たり、関係官公署、その他の関係機関への必要な手続き等を遅延なく行うものとする。また、その費用も契約相手方の負担とする。 4. 2 統制事項及び書類手続き 監督官の指示による。 4. 3 基地内入門手続等 (1) 基地内入門手続等 入門 8 時 1 5 分から出門 1 7 時 0 0 分を基準とする。 (2) 車両運行 ア 車両保険証（原本）（監督官の確認を受ける） イ 自賠責保険証（原本）（監督官の確認を受ける） ウ 任意保険証書（原本（対人賠償無制限、対物賠償 3 0 0 万円以上））（監督官の確認を受ける） エ 入門及び基地内における車両運行は、基地諸規則及び監督官の指示に従うものとする。 4. 4 立入り 監督官の許可する場所以外の立入りは厳禁とする。 4. 5 火気使用 (1) 火気器具（切断工具等火花を発する物も火気とみなす。）の使用は、	
事前に監督官の確認を受けた上で申請し、火気使用許可証発行後、使用することができる。		
(2) 指定された場所以外での喫煙を禁止する。		
4. 6 施工日時（官側の事情により、変更となる場合あり。） 土曜日及び日曜日並びに「国民の祝日に関する法律」に記載のある休日は原則、工事を行わない。ただし、やむを得ない場合は、監督官と協議する。		
4. 7 工事写真 (1) 監督官が許可した場所以外の撮影は禁止する。 (2) 撮影は、デジタルカメラを使用し、工事写真帳に整理のうえ提出するものとする。 (3) 黒板等記載事項 施工及び各種（材料又は完成）検査 ア 日付 イ 場所 ウ 契約相手方会社名 エ 件名 オ 内容（施工内容又は検査項目）		
4. 8 撮影要領 (1) 遵守事項（共通） ア 必ず 1 枚ごと黒板等を撮影範囲に入れる。 イ 撮影時における黒板等の保持は、必ず契約相手方が行う。場所又は人数等の制限により保持が困難な場合は、自撮り棒の使用、壁面等に設置又は吊り下げる、床面に設置する等の工夫を試み、困難な場合は適切な画が撮れない場合は、都度、監督官と協議する。 ウ 各種検査及び施工内容の記載事項は、契約相手方が作成する工事写真帳貼付項目と同一とすることを原則とし、それによれない場合は、都度、監督官と協議する。 エ 撮り直しは施工期間を通じ、監督官の指示により実施する。 (2) 工事 ア 施工計画における施工種別ごと、施工の前中後を撮影し、それが明確に分かるように撮影する（接写可）ほか、監督官の顔、階級章（片側可）、名札が写る角度で撮影する。 イ 施工後、隠蔽となる箇所は監督官の立会のうえ、隠蔽の前に撮影する。 ウ 製作工場等で、発生する作業工程を施工状況として撮影する。 (3) 各種（材料又は完成）検査 監督官又は検査官の指差し確認の画を入れる。また、顔、階級章（片側可）及び名札が写る角度で撮影する。 (4) 記録要領 契約相手方は、施工（施工種別ごとと結節）、各種検査の撮影をそれぞれ終える都度、速やかに工事写真帳のページをカラー印刷し監督官まで提出、確認を受ける（修正等あれば速やかに是正、再確認を受ける）。		

5 工事仕様					5. 1 規格等					5. 2 対象施設等				
名 称					規 格 ・ 寸 法					(1) 案内図 別図第1のとおり。				
1 仮設					建具改修					(2) 対象設備等 別図第2のとおり。				
(1) 整理清掃後片付け					B種					(3) 仮設間仕切り仕上材B種(合板)				
(2) 仮設間仕切り下地					B種					(4) 内部足場				
(3) 仮設間仕切り仕上材B種(合板)					B種					(1) 材料				
(4) 内部足場					式					ア 使用材料の規格については、本仕様書に記載されたもの、又は同等品以上の新品を使用する。				
2 撤去					片開き戸、枠共(5箇所)					イ 使用する材料は、本仕様書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督官に提出する。ただし、本仕様書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。				
(1) 建具撤去					RC20cm					ウ 使用する材料は、監督官の検査を受け、合格したものを使用する。				
(2) 建具撤去					一般					エ 仮設で使用する材料は、新品に限らない。				
(3) 建具撤去					片開き戸、扉のみ(2箇所)					(2) 仮設				
(4) カッター入れ					コンクリート面厚20～30mm					ア 施工中及び施工後は、施工場所の清掃を実施し、周囲の環境に配慮する。				
(5) 建具周囲はつり					RC20cm					イ はつり箇所は、仮設間仕切りにより施工範囲外にじんあい等が、飛散しないよう養生する。				
(6) ビニル幅木撤去					一般					(3) 撤去				
(7) ビニル床タイル撤去					式					ア 建具等撤去に当たり、コンクリート、鋼製戸、ビニル幅木、ビニル床タイル、ガラス及びシーリングを撤去する。				
(8) ガラス撤去					式					イ 雨戸撤去に当たり、鋼製雨戸及びアルミ枠を撤去する。				
(9) シーリング撤去					一般					ウ アルミシャッター撤去に当たり、枠は再利用し、アルミシャッター本体のみを撤去する。				
(10) 雨戸撤去					鋼製雨戸(枠共)(3箇所)					エ ユニットシャワー撤去に当たり、ユニットシャワー2箇所を撤去する。				
(11) アルミシャッター撤去					アルミシャッター(3箇所)					(4) 建具等				
(12) ユニットシャワー撤去					ユニットシャワー(2箇所)					ア #1 1建物においては、外部建具8箇所を更新及びユニットシャワー2箇所を更新する。				
3 建具					式					イ #8建物においては、外部建具1箇所を更新する。				
(1) 屋外用ドア					重量鋼製ブラزشェ戸(9箇所)					ウ #1建物においては、アルミシャッター本体のみ3箇所を更新する。				
(2) 雨戸(枠共)					アルミ耐風雨戸(ガリ)(3箇所)					(5) 左官				
(3) アルミシャッター					アルミシャッター(3箇所)					建具周囲はつり箇所に、防水モルタルを充填する。				
4 左官					式					(6) 塗装				
建具周囲防水モルタル充填防水モルタル					m					ア 更新建具については、素地ごしらせ、錆止め塗料塗り及びDP塗りを施す。				
5 塗装					m					イ 再利用する建具枠は、下地調整、錆止め塗料塗り及びDP塗りを施す。				
(1) 建具					m					(7) 内外装				
ア 素地ごしらせ					鉄鋼面B種					建具の更新に付随して、撤去するシーリングの施工を行う。				
イ 錆止め塗料塗り					新規面A種					ア 本工事の施工に際して発生した発生材(金属類)は、別図第2に示す場所に運搬集積する。				
ウ DP塗り					m ²					イ 金属類は材料区分に分別し、区分計量した上、発生材調書を作成し、監督官に提出する。				
エ 下地調整					m ²									
オ 錆止め塗料塗り					RB種									
(2) 外壁等					塗替え面C種									
ア 素地ごしらせ					m ²									
イ EP塗り					新規面B種									
ウ ガルコ TM 系塗膜防水					X-2(密着工法)									
6 内外装					m ²									
(1) ビニル幅木					H100mm									
(2) KTビニル床タイル					3mm×300mm×300mm									
7 防水					m ²									
(1) シーリング					MS-2 幅20mm×深さ10mm									
(2) シーリング					MS-2 幅10mm×深さ10mm									
8 ユニットシャワー					m									
ユニットシャワー改修参考規格(SPB-0812LBEL-C+HRC)箇所					2									
9 産業廃棄物処理					式									
産業廃棄物処理					コンクリート厚80.3mm、ビニル幅木(旧)10.3mm、ビニル床タイル(旧)3mm、ガルコ TM 系塗膜防水、シーリング54.0mm、ユニットシャワー2箇所									
処分					1									

6 管理事項	ウ 上記以外の廃棄物の処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等に従い適正に処理し、産業廃棄物管理票の写しを監督官へ提出する。 エ 産業廃棄物の処理は、契約相手方が行うものとする。 (10) 本工事に要する電力は、契約相手方の費用により行う。 (11) 本工事に要する水道は、契約相手方の費用により行い、基地内において水道を得る場合は、量水器を取り付け官側からの請求書に従い支払う。 6. 1 提出書類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名称</th><th>提出期限</th><th>部数</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場代理人等通知書・略歴書</td><td>契約後、速やかに</td><td>1</td><td>定型様式</td></tr> <tr> <td>工事に必要な免状のコピー</td><td>同</td><td>同</td><td>同</td></tr> <tr> <td>着工届</td><td>同</td><td>同</td><td>同</td></tr> <tr> <td>工程表</td><td>同</td><td>同</td><td>任意様式</td></tr> <tr> <td>打合せ簿</td><td>打合せ又は協議の都度</td><td>同</td><td>同</td></tr> <tr> <td>工事日誌</td><td>作業の都度</td><td>同</td><td>任意様式</td></tr> <tr> <td>発生材調書</td><td>発生材受渡時</td><td>同</td><td>定型様式</td></tr> <tr> <td>完成通知及び完成検査願書</td><td>作業完了時</td><td>同</td><td>任意様式</td></tr> <tr> <td>産業廃棄物管理票</td><td>処理後、速やかに</td><td>同</td><td>同</td></tr> <tr> <td>工事写真帳</td><td>作業完了時</td><td>同</td><td>任意様式</td></tr> <tr> <td>その他監督官の指示するもの</td><td>指示後、速やかに</td><td>必要数</td><td>適時</td></tr> </tbody> </table> 6. 2 安全管理 契約相手方は、工事の実行に係る関連法規及び会社で定める安全管理規則等に基づき本工事に臨むほか、細部については、監督官の指示に従うものとし、万一、事故等が発生した場合は、契約相手方の責任において速やかに処置しなければならない。 6. 3 補償 契約相手方は、本工事に当たり、建物、工作物及びその他に損害を与えないための必要な処置をとるとともに、損害を与えた場合は、契約相手方の負担にて原状に復する。 6. 4 秘密保全 (1) 撮影した写真及び電子データは、提出用以外の複製を厳禁とする。 (2) 契約相手方は、本工事に關するデータ作成について、ファイル共有ソフト等がインストールされているパソコン等を使用してはならない。 (3) 契約相手方は、本工事において提出する全ての電子データのウイルススキャンを実施しなければならない。 (4) 契約相手方は、監督官の指示する時期に、契約相手方の責任により、本工事に關する全ての電子データを消去しなければならない。 (5) 契約相手方は、本工事の施工に当たり、直接又は間接的に知り得た事項について、第三者への提供又は公表を行ってはならない。 (6) 契約相手方は、本工事に關する一件書類を本工事関係者以外に貸出、複写及び閲覧させてはならない。 (7) 契約相手方は、本工事の施工に当たり、官側から受領又は借用した全ての書類を監督官に返納しなければならない。 7. 1 監督及び検査 (1) 契約担当官の定める要領により実施するほか、細部は、監督官及び検査官の指示による。 (2) 監督官は、契約相手方の施工状況を適時確認し、工程の管理、材料検査等を実施するとともに、施工中における必要な指示指導等を行う	書類名称	提出期限	部数	備考	現場代理人等通知書・略歴書	契約後、速やかに	1	定型様式	工事に必要な免状のコピー	同	同	同	着工届	同	同	同	工程表	同	同	任意様式	打合せ簿	打合せ又は協議の都度	同	同	工事日誌	作業の都度	同	任意様式	発生材調書	発生材受渡時	同	定型様式	完成通知及び完成検査願書	作業完了時	同	任意様式	産業廃棄物管理票	処理後、速やかに	同	同	工事写真帳	作業完了時	同	任意様式	その他監督官の指示するもの	指示後、速やかに	必要数	適時	8 その他	ものとする。 (3) 検査官は、工事完成後、現場及び提出書類をもって監督官の立会のもと本仕様書に基づき完成検査を実施する。不具合等が生じた場合は、監督官を通じて契約相手方に処置を実施させる。 7. 2 受検準備 契約相手方は、完成検査受検前に、工事写真帳を綴じない状態で監督官へ提出し、確認を受けるほか、細部は監督官の指示による。 8. 1 疑義等 本仕様書又は工事中に疑義が生じた場合は、都度、官側と協議するものとする。 8. 2 その他 細部不明な点は、都度、官側と協議するものとする。
書類名称	提出期限	部数	備考																																																
現場代理人等通知書・略歴書	契約後、速やかに	1	定型様式																																																
工事に必要な免状のコピー	同	同	同																																																
着工届	同	同	同																																																
工程表	同	同	任意様式																																																
打合せ簿	打合せ又は協議の都度	同	同																																																
工事日誌	作業の都度	同	任意様式																																																
発生材調書	発生材受渡時	同	定型様式																																																
完成通知及び完成検査願書	作業完了時	同	任意様式																																																
産業廃棄物管理票	処理後、速やかに	同	同																																																
工事写真帳	作業完了時	同	任意様式																																																
その他監督官の指示するもの	指示後、速やかに	必要数	適時																																																

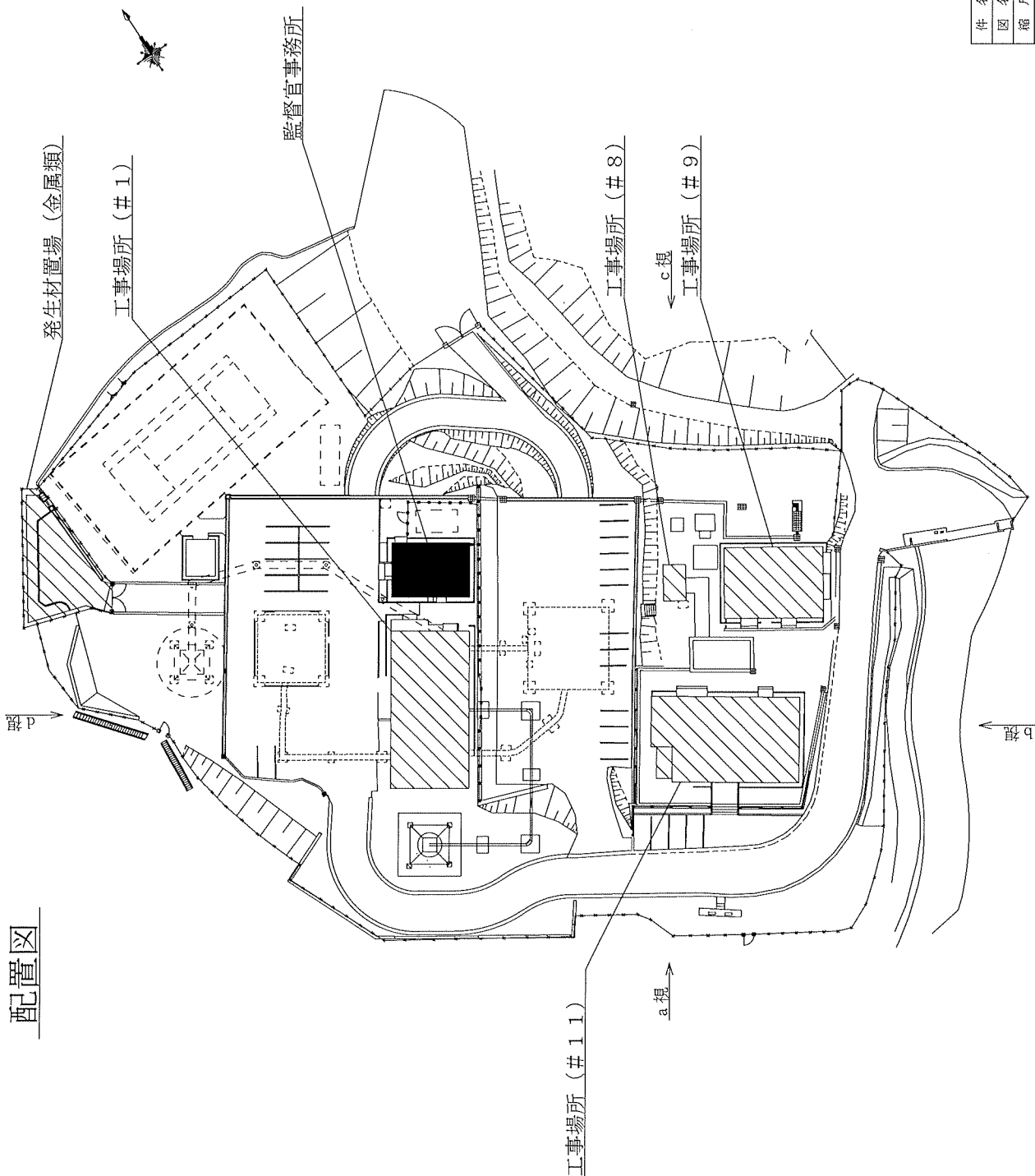
基地周辺図 (案内図)



件名	#11等建具等補修工事		
図名	図示	番号	1/14
縮尺	N/S	年月日	R7.6.30
航空自衛隊 奄美大島分屯基地			

関係者以外不許可複製

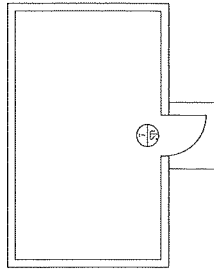
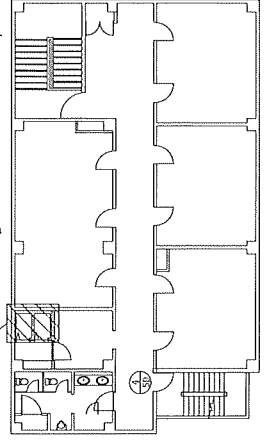
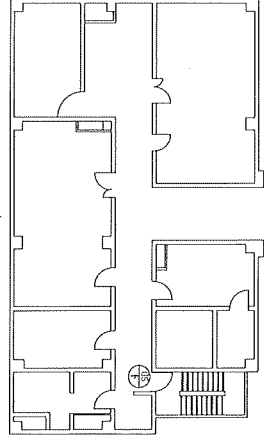
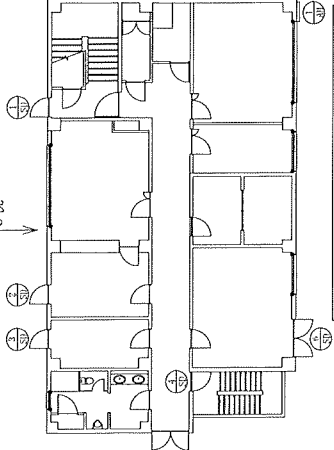
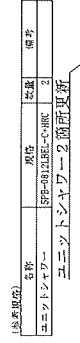
配置図



関係者以外不許可複製

件名	#11等建具等補修工事
図名	図示番号
縮尺	1/600
	年月日
	R7.6.30
	航空自衛隊 奄美大島分屯基地

建具改修標準図



更新建具配置図 S=1/250

更新建具配置図 S=1/250

#11の3階 更新建具配置図 S=1/250

8 更新建设配置图 S=1/100

鋼製建具の性能等級は以下のとおり。

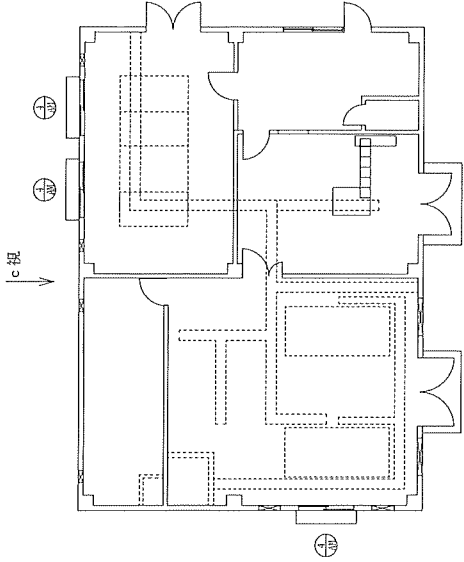
耐風圧性	気密性	水密性
S-6	A-4	W-5

※有効内寸法は、枠の幅及び高さの最小値とする。

建具表(標準図)

符号・名称	(1) 屋外用ドアセット(撤去工法) 片開き重量鋼製フラッシュ戸	(2) 屋外用ドア(かぶせ工法) 片開き重量鋼製フラッシュ戸	(3) 屋外用ドアセット(撤去工法) 片開き重量鋼製フラッシュ戸	(4) 屋外用ドアセット(撤去工法) 片開き重量鋼製フラッシュ戸	(5) 屋外用ドアセット(撤去工法) 片開き重量鋼製フラッシュ戸	(6) 屋外用ドアセット(撤去工法) 片開き重量鋼製フラッシュ戸
形状及び寸法						
材料の数量	100 S-1/50	100 S-1/50	100 S-1/50	100 S-1/50	100 S-1/50	100 S-1/50
仕上げガラス	表地ごしらえB種フロート板強化フロートガラス DP塗り(色:25-90B)	表地ごしらえB種フロート板強化フロートガラス DP塗り(色:25-90B)	表地ごしらえB種フロート板強化フロートガラス DP塗り(色:25-90B)	表地ごしらえB種フロート板強化フロートガラス DP塗り(色:25-90B)	表地ごしらえB種フロート板強化フロートガラス DP塗り(色:25-90B)	表地ごしらえB種フロート板強化フロートガラス DP塗り(色:25-90B)
建具各部	ステンレス丁番 (3ヶ所) ドアクローザー (1ヶ所) シリンドラー箱錠 内側サムターン ステッペンレバーハンドル バックセツト64mm パッキンセツト64mm ※有効内寸法:幅900 高さ2,000	ステンレス丁番 (3ヶ所) ドアクローザー (1ヶ所) シリンドラー箱錠 内側サムターン ステッペンレバーハンドル バックセツト64mm パッキンセツト64mm ※有効内寸法:幅900 高さ2,000	ステンレス丁番 (3ヶ所) ドアクローザー (1ヶ所) シリンドラー箱錠 内側サムターン ステッペンレバーハンドル バックセツト64mm パッキンセツト64mm ※有効内寸法:幅900 高さ2,000	ステンレス丁番 (3ヶ所) ドアクローザー (1ヶ所) シリンドラー箱錠 内側サムターン ステッペンレバーハンドル バックセツト64mm パッキンセツト64mm ※有効内寸法:幅900 高さ2,000	ステンレス丁番 (3ヶ所) ドアクローザー (1ヶ所) シリンドラー箱錠 内側サムターン ステッペンレバーハンドル バックセツト64mm パッキンセツト64mm ※有効内寸法:幅900 高さ2,000	ステンレス丁番 (3ヶ所) ドアクローザー (1ヶ所) シリンドラー箱錠 内側サムターン ステッペンレバーハンドル バックセツト64mm パッキンセツト64mm ※有効内寸法:幅900 高さ2,000
その他備考						

建具改修標準図



■ 9 改修前建具配置図 S-1/150

建具表 (標準図)	
符号・名称	④ アルミシャッター (窓用)
形状及び寸法	
材質	アルミ
仕上がり	シャッター：アルミ製 枠：アルミ製
建具金物	・アルミ枠は、再利用しアルミシャッター本体(カバー含む)のみ取替え
その他備考	※ 整理前前後片付けは、建具幅に1.0mを乗じた面積とする。 (建具幅は、シャッター幅とする。) (AM4は、1,820mmを建具幅とする。)

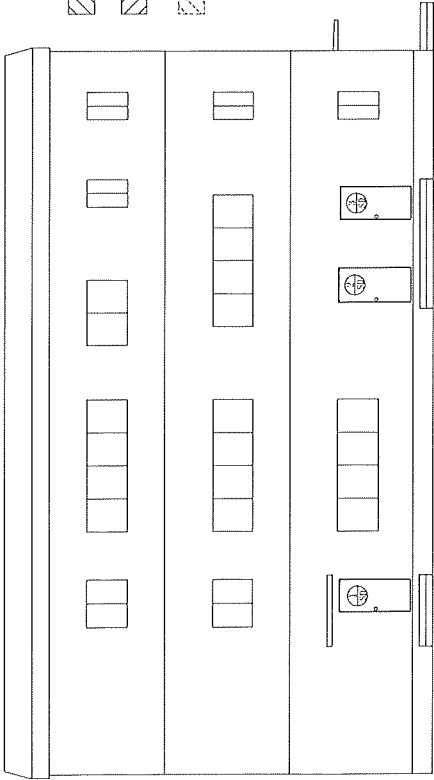
件名	#11 等建具等補修工事
図名	図示番号
縮尺	図示の通り
年月日	R7.6.30
作成者	航空自衛隊 奄美大島分屯基地

建具改修標準図

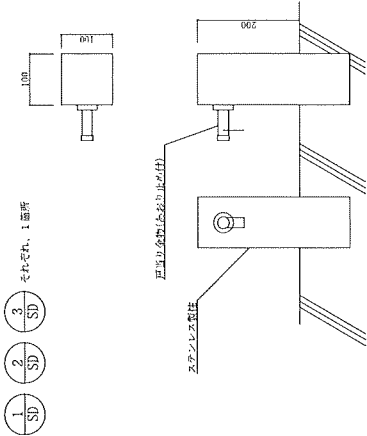
コンクリート壁はつり・建具周囲防水モルタル充填

ビニル床タイル取替

版設間仕切り範囲

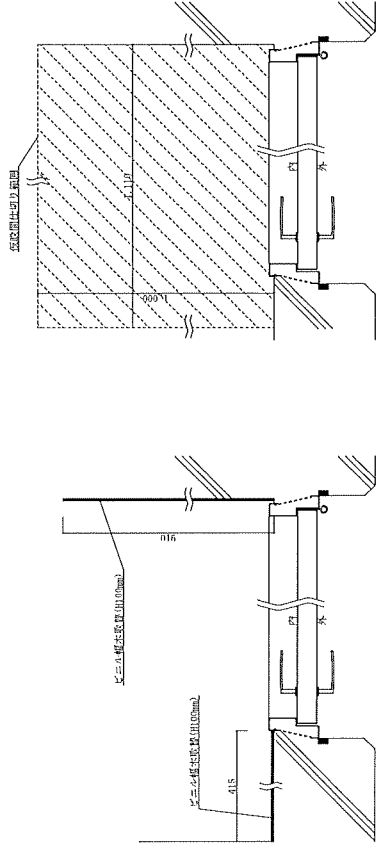
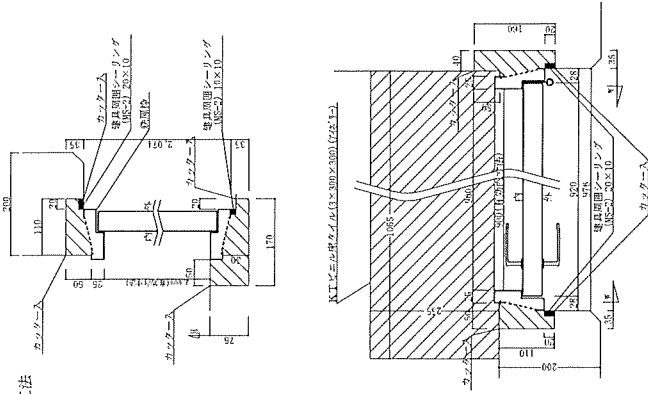


1 1 c 視立面 建具詳細図 S=1/150



戸当りあり止め付詳細図(標準) S=1/10

1 SD 撤去工法



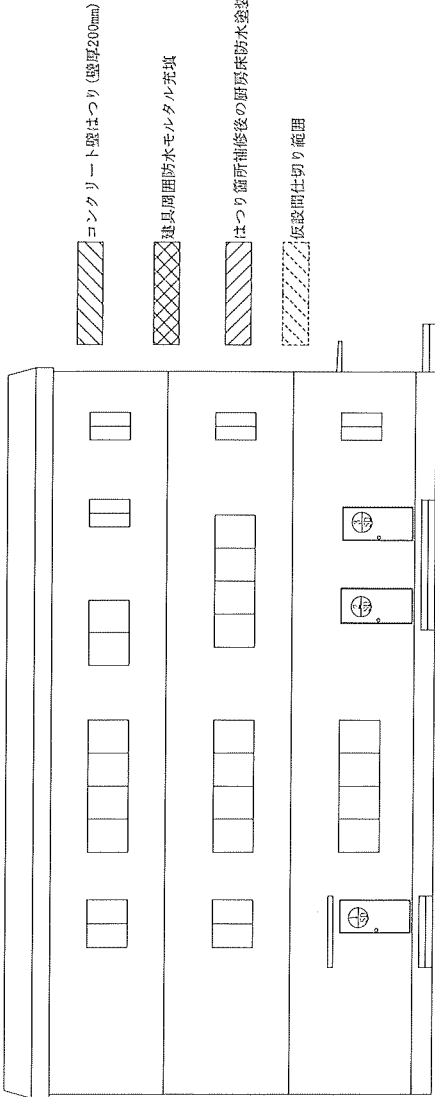
※修理箇所指後片付けは、建具幅に1.0mを乗じた面積とする。
(建具幅は、屋外側の扉幅に枠を含めた長さとする。)
(SD1は、28mm+920mm+28mmで976mmを建具幅とする。)

建具詳細図 S=1/10

関係者以外不許可視製

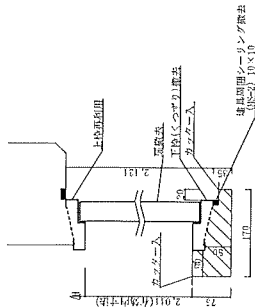
件名	# 1 1 等建具等補修工事
図名	図示
番号	6 / 1 4
年月日	R7. 6. 30
縮尺	図所のとおり
航空自衛隊	奄美大島分屯基地

建具改修標準図

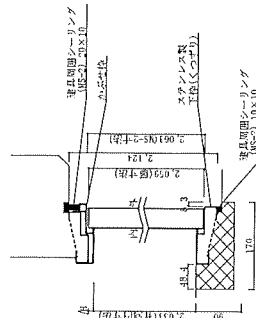


1 1 c 視立面 建具詳細図 S=1/150

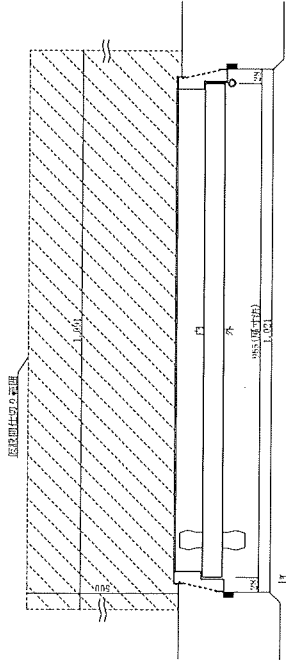
2
SD かぶせ工法(下枠のみ撤去工法)



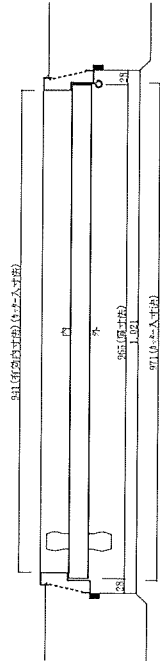
改修前



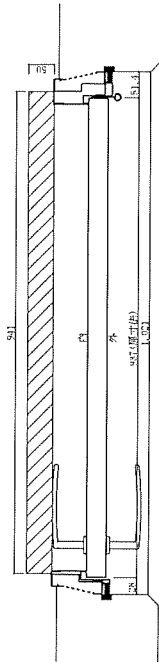
改修後



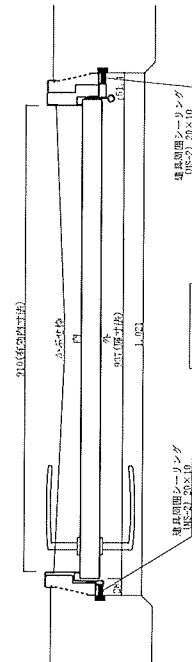
改修前



改修前



改修後



改修後

※整理清掃後片付けは、建具幅に1.0mを乗じた面積とする。
(建具幅は、屋外側の扉幅に枠を含めた長さとする。)
(SD2は、28mm+965mm+28mmで1,021mmを建具幅とする。)

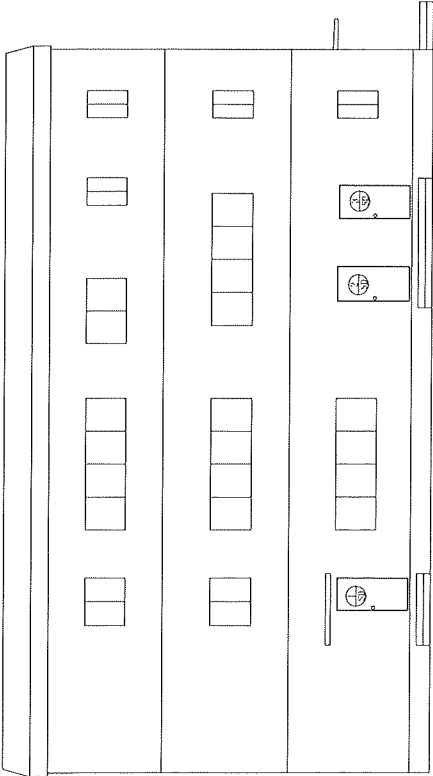
件名	# 1 1 等建具等補修工事	関係者以外不許可複製
図名	図示番号	7 / 1 4
縮尺	図面のとり方	年月日 R7. 6. 30
航空自衛隊 施設大島分屯基地		

建具改修標準図

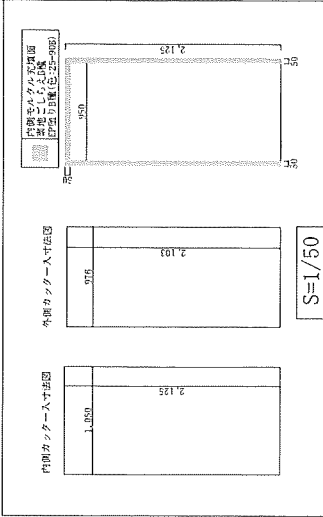
コンクリート壁はつり・建具周囲防水モルタル充填

ビニル床タイル取替

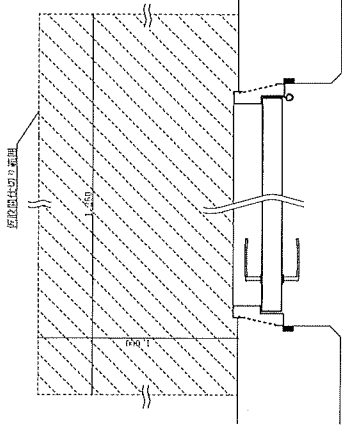
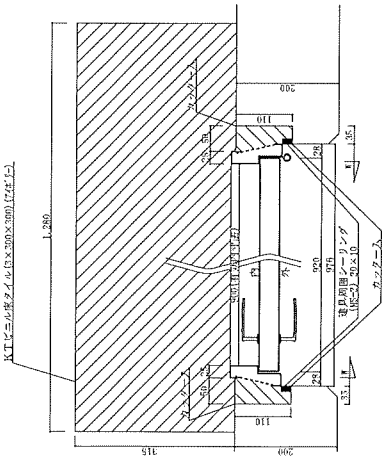
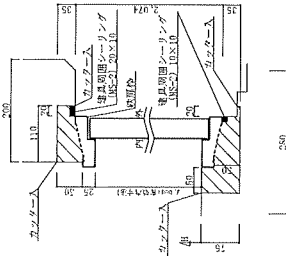
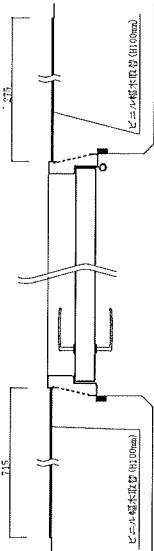
仮設間仕切り範囲



1 1 c 視立面 建具詳細図 S=1/150



3 SD 撤去工法



※修理工事後片付けは、建具幅に1.0mを乗じた面積とする。
(建具幅は、窓外側の扉幅に枠を含めた長さとする。)
(SD3は、28mm+920mm+28mmで976mmを建具幅とする。)

関係者以外不許可複製

件名	# 1 1 等建具等補修工事
図名	図示番号
縮尺	図所のとおり
年月日	8 / 1 4
年	87.6.30

航空自衛隊 竜波大島分屯基地

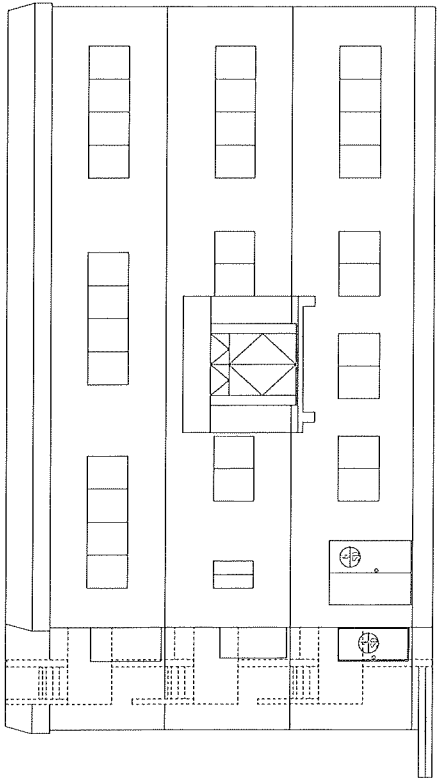
建具詳細図 S=1/10

建具改修標準図

コンクリート壁はつり・建具周囲防水モルタル充填

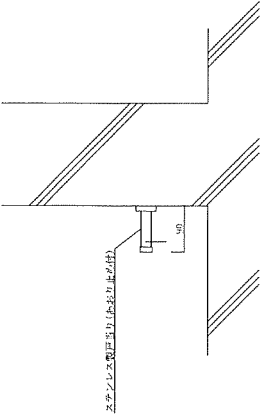
ビニル床タイル取替

仮設間仕切り範囲



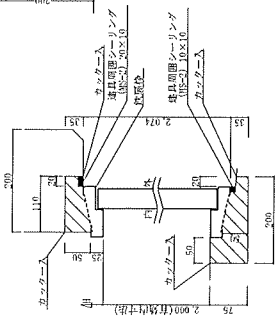
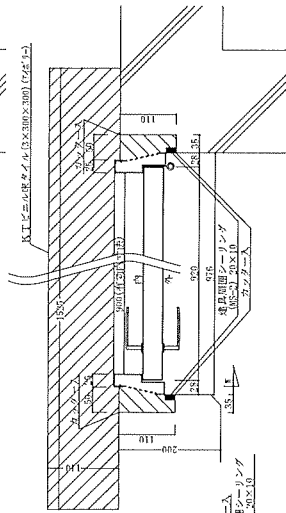
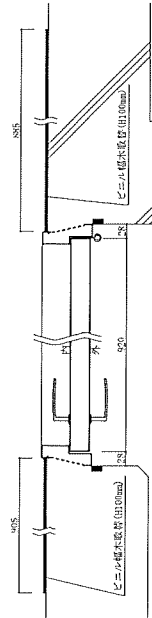
1 1 a 視立面 建具詳細図 S=1/150

4 SD 1～改修箇所、1箇所



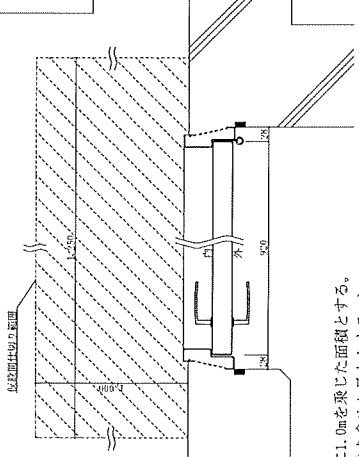
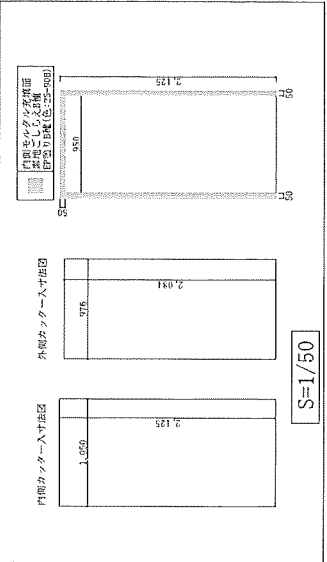
戸当りあり止め付詳細図 (標準) S=1/10

4 SD 撤去工法



※整理指挿後片付けは、建具幅に1.0mを乗じた面積とする。
(建具幅は、屋外側の扉幅に枠を含めた長さとする。)
(SD4は、28mm+920mm+28mmで976mmを建具幅とする。)

建具詳細図1F S=1/10



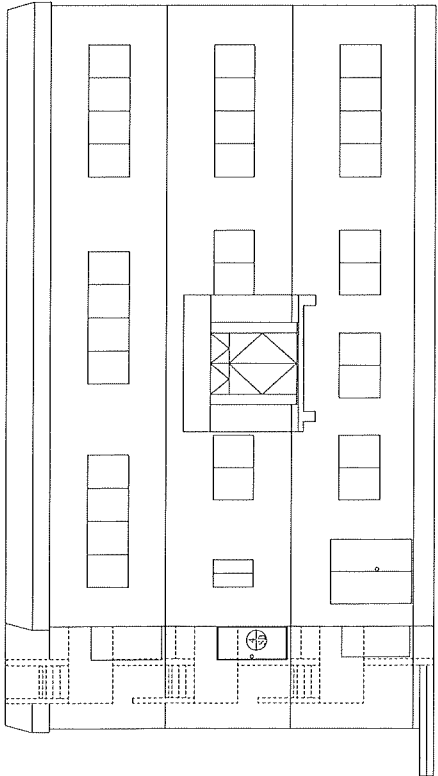
件名	# 1 1 等建具等補修工事	関係者以外不許可複製
図名	図示番号	9 / 1 4
縮尺	図所のとおり	年月日 R7.6.30
航空自衛隊 奄美大島分屯基地		

建具改修標準図

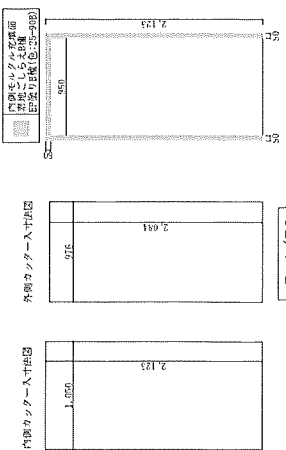
コンクリート壁はつり・建具周囲防水モルタル充填

ビニル床タイル敷替

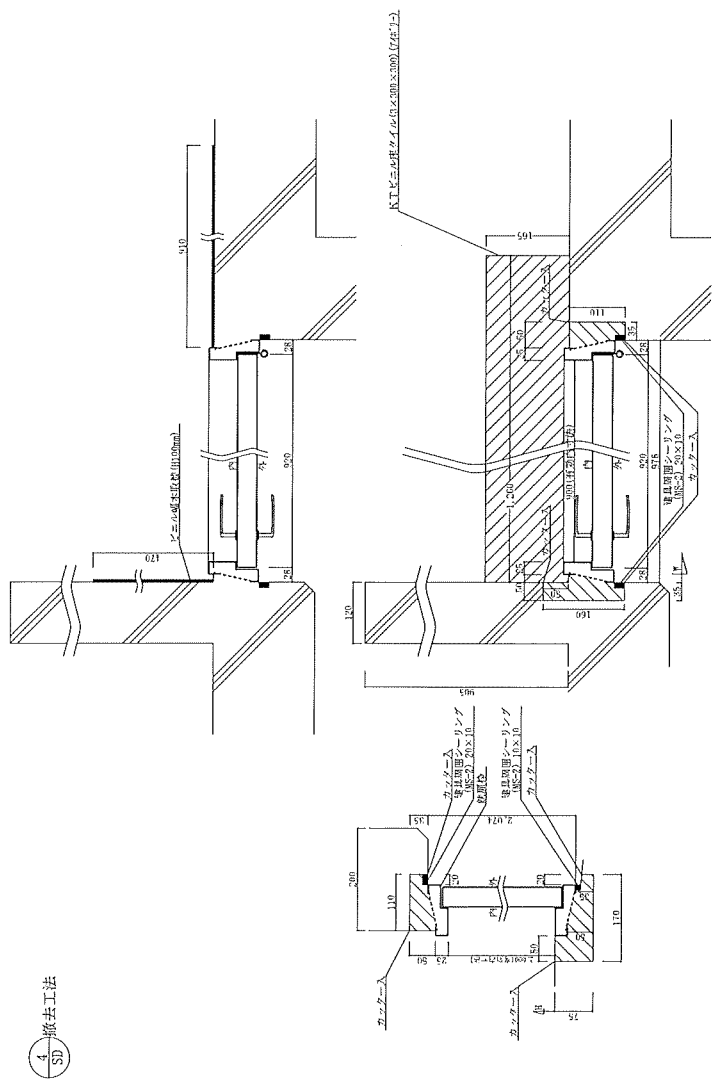
仮設間仕切り範囲



#11a 視立面 建具詳細図 S=1/150



S=1/50



1/50 撤去工法

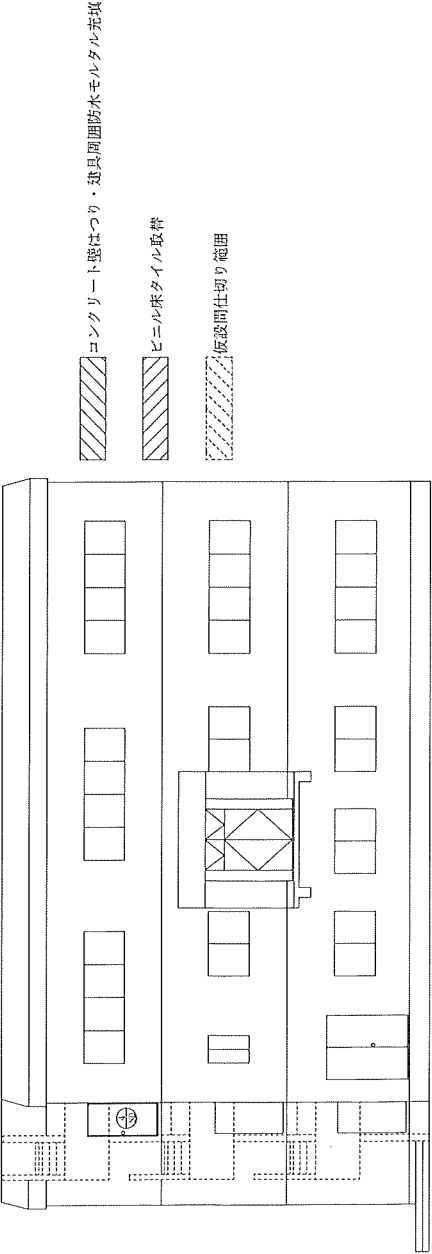
※整理清掃後片付けは、建具幅に1.0mを乗じた面積とする。
(建具幅は、屋外側の扉幅に枠を含めた長さとする。)
(SD4は、28mm+920mm+28mmで976mmを建具幅とする。)

件名	#11等建具寄附修工事
図名	図示番号
縮尺	図示のとおり
	年月日
	R7.6.30

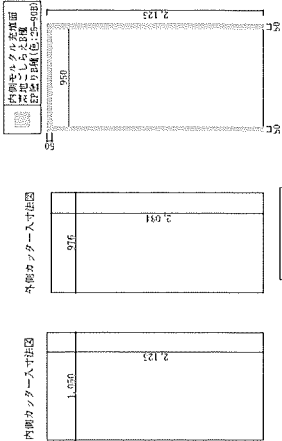
建具詳細図2F S=1/10

航空自衛隊 奄美大島分屯基地

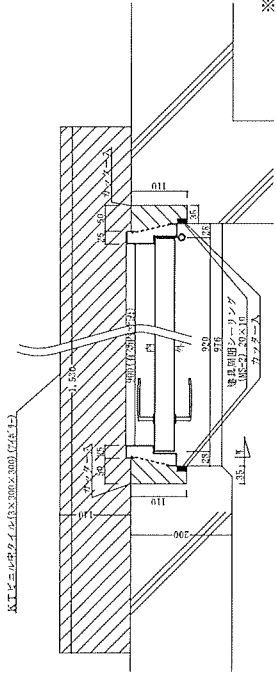
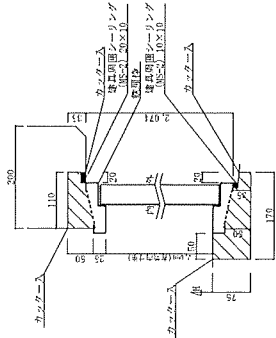
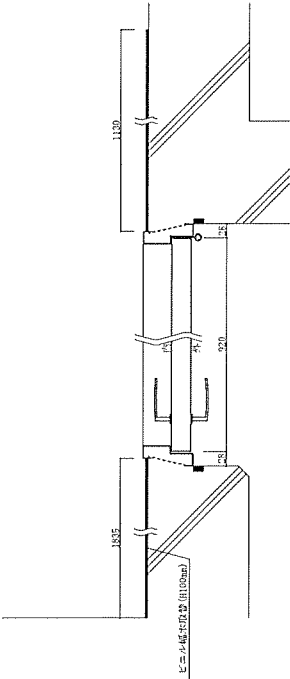
建具改修標準図



1 1 a 視立面 建具詳細図 S=1/150



S=1/50



※整理清掃後片付けは、建具幅に1.0mを乗じた面積とする。
(建具幅は、屋外側の扉幅に枠を含めた長さとする。)
(SD4は、25mm+920mm+25mmで976mmを建具幅とする。)

建具詳細図3F S=1/10

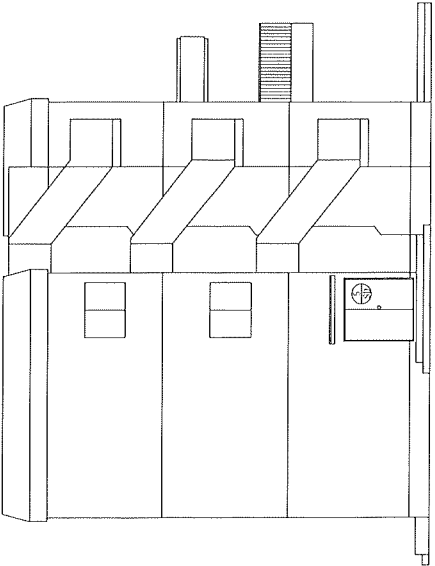
件名	関係者以外不許可視製		
図名	# 1 1 等建具等補修工事	番号	1 1 / 1 4
縮尺	図示のとおり	年月日	R7. 6. 30
航空自衛隊 奄美大島分屯基地			

建具改修標準図

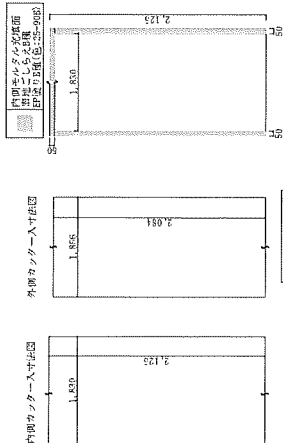
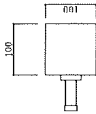
コンクリート壁はつり・建具周囲防水モルタル充填

ビニル床タイル取替

板設間仕切り範囲

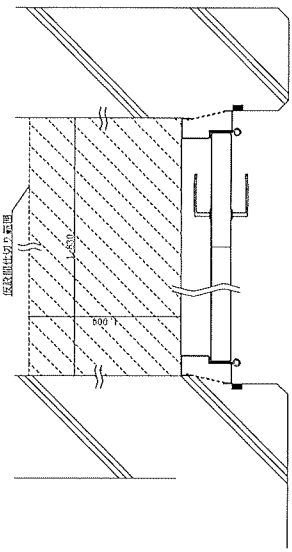
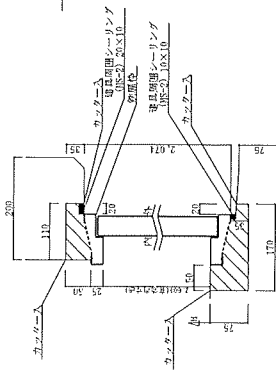
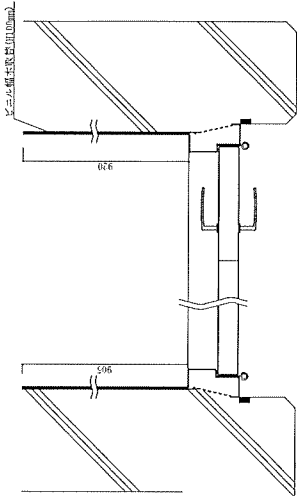
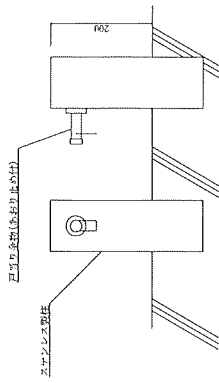


#11d 視立面 建具詳細図 S=1/150



S=1/50

戸当たりあり止め付詳細図 (標準) S=1/10

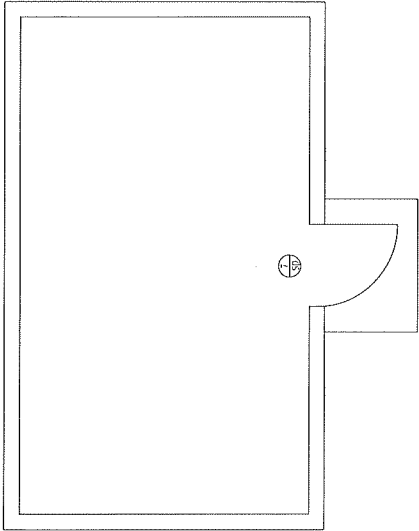


※修理箇所後片付けは、建具幅に1.0mを乗じた面積とする。
(建具幅は、屋外側の扉幅に枠を含めた長さとする。)
(SD5は、43mm+1,770mm+43mmで1,856mmを建具幅とする。)

建具詳細図 S=1/10

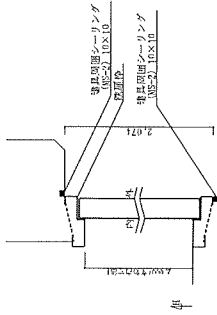
件名	#11 等建具等補修工事
図名	図示の通り
縮尺	年月日 R7.6.30
関係者以外不許可複製	航空自衛隊 奄美大島分屯基地

建具改修標準図

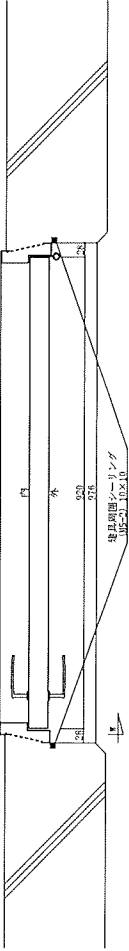


8 平面 建具詳細図 S=1/50

SD T 扉のみ更新 (枠は再利用)



970 (920±20)



※整理清掃後片付けは、建具幅に1.0mを乗じた面積とする。
(建具幅は、屋外側の扉幅に枠を含めた長さとする。)
(SD71は、28mm+920mm+28mmで976mmを建具幅とする。)

建具詳細図 S=1/10

関係者以外不許可複製				
件名	# 1 1 等建具等補修工事			
図名	図示	番号	1 4 / 1 4	
縮尺	図示のとおり		年月日	R7. 6. 30
航空自衛隊 奄美大島分屯基地				